

令和2年度

奈良県交通安全実施計画

奈良県交通安全対策会議

ま え が き

この交通安全実施計画は、平成28年8月19日に作成した「奈良県交通安全計画」第10次（平成28年度～令和2年度）の着実な推進のために、県内の陸上交通の安全に関し、県及び指定地方行政機関等が講じようとする施策について、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第3項の規定に基づき、令和2年度の実施計画として取りまとめたものです。

令和元年中の奈良県内の道路交通事故の状況は、人身事故件数3,328件（前年比－688件）、死者数34人（前年比－11人）、負傷者数4,145人（前年比－868人）で、人身事故件数及び負傷者数は大幅に減少し、また、死者数については、戦後統計の残る昭和22年以降最小の数となりました。

交通関係機関・団体における日頃の交通事故防止活動と、地域が一体となったきめ細かい施策が推進された成果として、交通事故の総数は着実に減少傾向となり、道路交通の安全の目標である「令和2年までに死傷者数を4,500人以下にすること」を達成することができました。

しかし、自転車や飲酒運転による交通事故死者数は倍増するなど、取り組むべき課題は多く残されており、「令和2年までに交通事故死者数を限りなくゼロに近づける（25人以下を目途）」については、達成するにはまだまだ厳しい状況にあります。

また、令和元年中の65歳以上の高齢者の死者数は、22人（前年比－1人）で全交通事故死者数に占める割合は64.7%となり、前年より減少しましたが、依然として高い水準で推移している状況です。

今後も高齢社会が進む中、交通を取り巻く環境はさらに厳しくなることが予想され、死者数の一層の減少に取り組むことはもちろんのこと、交通安全教室の推進や高齢運転者に対する免許返納制度の周知等により、事故そのものをさらに減少させる必要があります。

このような状況の中、本計画では、「高齢者及び子どもの安全確保」「歩行者及び自転車の安全確保」「生活道路における安全確保」などを重点施策に掲げ、人命尊重の理念のもとに「人優先」の交通安全思想を基本に、行政機関、関係機関・団体をはじめ県民の皆様と一体と

なって、交通の状況や地域の実態に即してこれらの重点施策を強力に推進し、交通事故の撲滅に努めてまいりたいと考えていますので、この実施計画へのご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

目 次

第 1 章 道路交通の安全

第 1 節 道路交通環境の整備

1	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
2	高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	2
3	幹線道路における交通安全対策の推進	2
4	交通安全施設等整備事業の推進	4
5	歩行者空間のバリアフリー化	6
6	無電柱化の推進	7
7	効果的な交通規制の推進	7
8	自転車利用環境の総合的整備	8
9	高度道路交通システムの活用	8
10	交通需要マネジメントの推進	9
11	災害に備えた道路交通環境の整備	10
12	総合的な駐車対策の推進	11
13	道路交通情報の充実	12
14	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	13

第 2 節 交通安全思想の普及徹底

1	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	15
2	効果的な交通安全教育の推進	15
3	交通安全に関する普及啓発活動の推進	17
4	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	22
5	住民の参加・協働の推進	23

第 3 節 安全運転の確保

1	運転者教育等の充実	24
2	運転免許制度の改善	25
3	安全運転管理の推進	26
4	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	27
5	交通労働災害の防止等	28
6	道路交通に関連する情報の充実	30

第 4 節 車両の安全性の確保

1	車両の安全性に関する基準等の改善の推進	32
2	自動車アセスメント情報の提供等	32
3	自動車の検査及び点検整備の充実	33
4	リコール制度の充実・強化	34
5	自転車の安全性の確保	35

第 5 節 道路交通秩序の維持

1	交通の指導取締りの強化等	36
2	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	37
3	暴走族対策の推進	38

第6節	救助・救急活動の充実	
1	救助・救急体制の整備	40
2	救急医療体制の整備	41
3	救急関係機関の協力関係の確保等	42
第7節	被害者支援の充実と推進	
1	自動車損害賠償保障制度の充実等	43
2	損害賠償の請求についての援助等	43
3	交通事故被害者支援の充実強化	44
第8節	調査研究の充実	
1	道路交通の安全に関する研究の推進	46
2	道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	47

第2章 鉄道交通の安全

第1節	鉄道交通環境の整備	
1	鉄道施設等の安全性の向上	48
2	運転保安設備等の整備	49
第2節	鉄道交通の安全に関する知識の普及	50
第3節	鉄道の安全な運行の確保	
1	保安監査の実施	51
2	運転士の資質の保持	51
3	安全上のトラブル情報の共有・活用	52
4	気象情報等の充実	52
5	大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	53
6	運輸安全マネジメント評価の実施	53
第4節	鉄道車両の安全性の確保	54
第5節	救助・救急活動の充実	55
第6節	被害者支援の推進	56
第7節	鉄道事故等の原因究明と再発防止	57
第8節	研究開発及び調査研究の充実	58

第3章 踏切道における交通の安全

第1節	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	59
第2節	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	60
第3節	踏切道の統廃合の促進	61
第4節	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	62

<附属資料>

奈良県交通安全対策会議構成員	63
----------------	----

第1章 道路交通の安全

節	1 道路交通環境の整備
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
実施機関	奈良国道事務所、交通規制課、道路保全課
<p>1 方針・重点</p> <p>(1) 生活道路における交通安全対策の推進</p> <p>(2) 通学路等の歩道整備等の推進</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 生活道路における交通安全対策の推進</p> <p>「ゾーン30」の整備（交通規制課）</p> <p>生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組合せ、ゾーン内の速度抑制と抜け道として通行する行為の抑制等を図る。</p> <p>令和元年度末までに46箇所を整備し、令和2年度も引き続き適切な箇所への整備を推進するとともに整備済み箇所への効果検証を実施する。</p> <p>また、効果検証の結果等に基づき、道路管理者に対してハンプや狭さくなどの物理的デバイスの設置を働き掛ける。</p> <p>(2) 通学路等の歩道整備等の推進</p> <p>ア 通学路等における歩行空間等の整備（道路保全課）</p> <p>市町村・警察・地域住民・関係者団体等の関係者と連携し、通学路やバリアフリー生活関連経路、世界遺産地域等の観光経路等において、歩行空間の点検、整備に計画的に取り組むとともに、ベンチ等の休憩施設や観光案内サインの設置など、歩行環境の充実も併せて取り組む。 予算額 592,867千円</p> <p>(ア) 通学路における歩道整備（予算額 520,675千円）</p> <p>国道166号（宇陀市大宇陀拾生） 外</p> <p>(イ) バリアフリー生活関連経路の整備（予算額 54,300千円）</p> <p>国道166号（葛城市尺土） 外</p> <p>(ウ) 未就学児の移動経路における歩道整備（予算額 17,892千円）</p> <p>(主) 奈良大和郡山斑鳩線（大和郡山市九条町） 外</p> <p>イ 通学路等の歩道整備（奈良国道事務所）</p> <p>児童等の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道の整備を推進する。</p> <p>通学路における歩道整備 予算額 96,000千円</p> <p>交通安全施設等整備</p> <p>・国道165号（大和高田市磐築地区） 外2箇所</p>	

節	1 道路交通環境の整備
項目	2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化 3 幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	奈良国道事務所、北勢国道事務所、浪速国道事務所、交通規制課、道路建設課 道路保全課、西日本高速道路(株) 関西支社 奈良工事事務所
<p>1 方針・重点</p> <p>(1) 事故危険箇所対策の推進</p> <p>(2) 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進</p> <p>(3) 事故危険箇所対策の推進</p> <p>(4) 幹線道路における交通規制</p> <p>(5) 重大事故の再発防止</p> <p>(6) 適切に機能分担された道路網の整備</p> <p>(7) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進</p> <p>ア 事故削減に向けた総合的施策の集中的実施</p> <p>イ 安全で快適な交通環境づくり</p> <p>(8) バイパス、現道拡幅等の道路改良事業の計画的実施による道路整備の推進</p> <p>(9) 交通安全施設等の高度化</p> <p>(10) 街路改良事業による道路整備の推進</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 事故危険箇所対策の推進（道路保全課）</p> <p>第4次社会資本整備重点計画において、事故の危険性が高い区間のうち、道路整備や交通安全施設整備により対策効果が見込まれる区間を事故危険箇所として選定し、効果的、効率的な事故対策に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">予算額 224,400千円</p> <p>国道25号（奈良市小倉） 外</p> <p>(2) 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進（奈良国道事務所）</p> <p>ア 国道・県道における死傷事故は特定の区間に集中していることを踏まえ、死傷事故率の高い区間や地域の交通安全の実情を反映した区間等、事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定する。</p> <p>イ 地域住民に対し、事故危険区間であることの注意喚起を行うとともに、事故データより、卓越した事故類型や支配的な事故要因等を明らかにした上で、今後蓄積していく対策効果データを活用しつつ、事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施する。</p> <p>ウ 対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の新たな対策の検討に活用する。</p> <p>(3) 事故危険箇所対策の推進（交通規制課）</p>	

事故危険箇所においては、信号機の新設・改良等を始め交通規制の見直しを実施する。

(4) 幹線道路における交通規制（交通規制課）

交通の安全と円滑化を図るため、道路交通実態の状況等を勘案しつつ、速度規制等の交通規制の見直しを推進する。

(5) 重大事故の再発防止（交通規制課）

事故発生箇所において、道路管理者と連携して集中的な対策を実施する。

(6) 適切に機能分担された道路網の整備（奈良国道事務所、北勢国道事務所、浪速国道事務所、西日本高速道路(株) 関西支社 奈良工事事務所）

予算額 19,350,000千円

ア 高規格幹線道路の整備

- ・国道24号京奈和自動車道「大和御所道路」の整備 27.2km
- ・国道24号京奈和自動車道「大和北道路」の整備 12.4km

イ 地域高規格道路の整備

- ・国道163号清滝生駒道路（生駒区間）の整備 5.7km
- ・国道165号大和高田バイパスの整備 14.4km
- ・国道168号十津川道路の整備（Ⅱ期） 5.6km
- ・国道168号長殿道路の整備 2.7km
- ・国道168号五條新宮道路（風屋川津・宇宮原工区） 6.9km

ウ その他改築事業

- ・国道25号斑鳩バイパス 4.7km
- ・国道25号名阪道路 31.6km
- ・国道165号香芝柏原改良 2.8km
- ・国道169号伯母峯峠道路 2.9km

(7) バイパス、現道拡幅等の道路改良事業の計画的実施による道路整備の推進

（道路建設課）

予算額 12,986,768千円

区分	事業費（千円）	主な整備路線
道路改良事業	12,986,768	国道168号（小平尾バイパス、王寺道路、香芝王寺道路、阪本工区、新天辻工区）、国道169号（高取バイパス、御所高取バイパス）、天理王寺線、結崎田原本線、桜井吉野線ほか

(8) 交通安全施設等整備事業の推進（交通規制課） 予算額 1,029,237千円

ア 交通管制センターの整備拡充

(ア) 交通管制集中信号制御機の更新整備	6基
(イ) 情報収集装置の更新整備	28式
(ウ) 交通監視カメラの更新整備	2基
(エ) 交通情報板の更新整備	1基
イ 交通信号機の新設・改良	
(ア) 新設	5基
(イ) 改良	132基
(ウ) 信号機移設 I	10式
ウ 道路標識・道路標示の整備	
(ア) 道路標識	
オーバーハング標識	10本
路側式	307本
(イ) 道路標示	
横断歩道	45.20km
実線標示	62.04km
(9) 街路改良事業による道路整備の推進 (道路建設課)	
	予算額 2,850,570千円
大和都市計画区域内の連携道路の整備	
・整備計画全長 5.4km	
【都市計画道路奈良橿原線 外6路線】	

節	1 道路交通環境の整備
項目	4 交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	近畿総合通信局、奈良国道事務所、北勢国道事務所、交通規制課、消防救急課 農村振興課、森林整備課、道路保全課、関係機関
1 方針・重点	
(1) 交通安全施設等の整備事業の推進	
(2) 交通安全施設等の戦略的維持管理	
○ 社会資本整備重点計画	
ア 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	
イ 幹線道路対策の推進	
ウ 交通円滑化対策の推進	
エ ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現	
オ 道路交通環境整備への住民参加の促進	
カ 連絡会議等の活用	
(3) 農林道の交通安全施設整備の推進	
(4) 交通円滑化対策の推進	

- ア 危険物移送の安全確保
- イ 高圧ガス移動中の安全確保

(5) 道路交通環境整備への住民参加の促進

2 計画概要

(1) 交通安全施設等整備事業の推進

① 交通安全事業の推進（奈良国道事務所、北勢国道事務所）

予算額 945,000千円

ア 歩道・自転車歩行者道の整備（予算額 576,000千円）

- ・国道24号（橿原・五條本町地区）
- ・国道25号（天理・筒井地区）
- ・国道163号（高山地区）
- ・国道165号（下田・磐築・大東地区）

イ 交差点改良・付加車線整備（予算額 12,000千円）

- ・国道24号（四条大路～柏木地区付加車線整備）

ウ 防護柵・道路標識・区画線・情報提供機器等（予算額 357,000千円）

- ・国道24号・25号（奈良市）外

② 交通安全施設等整備事業の推進（道路保全課）

予算額 745,075千円

ア 歩道整備（予算額 520,675千円）

- ・国道166号（宇陀市大宇陀拾生）外

イ その他の事故対策等（予算額 224,400千円）

(2) 交通安全施設等の戦略的維持管理

令和元年度末現在、信号制御器1,993基のうち更新基準である19年を迎えている制御器が648基あり、中長期的計画により令和2年度は90基を更新する。

ア 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進（交通規制課）

音響式信号機や歩車分離式信号機等の整備及び「ゾーン30」の整備を推進する。

イ 幹線道路対策の推進（交通規制課）

事故危険箇所等の交通事故データの分析に基づき、信号機の新設及び信号運用の改良を行う。

ウ 交通円滑化対策の推進（交通規制課）

交通の円滑化を図るため、交通管制集中信号制御機6基、情報収集装置（車両感知器）28式、交通監視カメラ2基及び交通情報板1基を更新する。

エ ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現（近畿総合通信局）

リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSやITSスポット等の整備・拡充を推進する。

オ 道路交通環境整備への住民参加の促進（交通規制課）

地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、「標識BOX」、「信号機BOX」等を活用して、道路利用者等が日常から抱えている意見を道路交通環境の整備に反映する。

カ 連絡会議等の活用（交通規制課）

警察と道路管理者が設置している「奈良県道路交通環境安全推進連絡会議」及び「アドバイザー会議」を開催し、安全な道路交通環境の整備を推進する。

(3) 農林道の交通安全施設整備の推進

林道の交通安全施設の整備（森林整備課）

予算額 1,450千円

ア ガードレールの設置 L = 96m

(4) 交通円滑化対策の推進

ア 危険物移送の安全確保（消防救急課）

危険物取扱者に対する保安講習を実施し、資質の向上を図る。

イ 高圧ガス移動中の安全確保（消防救急課）

(ア) 車両により高圧ガスを移動する者に対し、高圧ガス保安法第23条第1項で定める保安上必要な措置及び第2項で定める技術上の基準に適合することを指導する。

(イ) 例年警察が実施する危険物運搬車両の関係機関合同指導取締りに参加するとともに、高圧ガス製造事業所等に対する立入検査を随時実施する。

(5) 道路交通環境整備への住民参加の促進（関係機関）

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、(2)オのほか「道の相談室」等を活用して取り入れ、道路交通環境の整備に反映する。

また、安全な道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るため、事業の進捗よく状況、効果等について積極的に公表する。

節	1 道路交通環境の整備
項目	5 歩行者空間のバリアフリー化
実施機関	奈良国道事務所、交通規制課、道路保全課
1 方針・重点	バリアフリー化を始めとする歩行空間等の整備 ア バリアフリー歩行空間ネットワークの整備 イ バリアフリー対応型信号機の整備
2 計画概要	バリアフリー化を始めとする歩行空間等の整備 ア バリアフリー歩行空間ネットワークの整備（奈良国道事務所、道路保全課） バリアフリーにおいては、バリアフリー基本構想における生活関連経路について整備に取り組むほか、バリアフリー基本構想を作成していない市町村に対して、基本構想作成に係る技術支援（情報提供や講習会の開催等）を実施する。 イ バリアフリー対応型信号機の整備（交通規制課）

音響式信号機や歩車分離式信号機等のバリアフリー対応型信号機を整備する。

節	1 道路交通環境の整備
項 目	6 無電柱化の推進
実施機関	道路建設課
<p>1 方針・重点 無電柱化の推進</p> <p>2 計画概要 無電柱化の推進（道路建設課） 予算額 3,869,944千円 安全で快適な通行空間の確保・都市景観の向上・都市災害の防止・情報通信ネットワークの信頼性向上を図るため、電線類の地中化を推進する。 ・一般県道 樫原神宮東口停車場飛鳥線 外7路線</p>	

節	1 道路交通環境の整備
項 目	7 効果的な交通規制の推進
実施機関	交通規制課
<p>1 方針・重点 効果的な交通規制の推進</p> <p>2 計画概要 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路網全体の中でそれぞれの道路の社会的機能、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通流・量の状況等、地域の実態に応じ、既存の交通規制を見直すなど、効果的な交通規制を行う。</p>	

節	1 道路交通環境の整備
項目	8 自転車利用環境の総合的整備
実施機関	交通規制課、道路建設課
<p>1 方針・重点 安全で快適な自転車利用環境の整備</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 普通自転車専用通行帯、普通自転車の歩道通行部分の指定等、自転車利用者の安全を確保するため、計画的な交通規制を実施する。 また、自転車通行の安全性を向上させるため、自転車走行空間周辺の交通実態等を踏まえ、必要に応じて駐車禁止又は駐停車禁止の交通規制を実施する。(交通規制課)</p> <p>(2) 広域的な周遊を促し、県内における滞在型観光の拡大による観光振興や地域活性化を目指すとともに、県民の健康増進や環境にやさしいまちづくり等を進める。 (道路建設課)</p> <p>ア 安全・快適でわかりやすい自転車ネットワークを構築する「ハード施策」 予算額 499,998千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京奈和自転車道の整備 <p>イ 自転車を利用しやすい環境を創出する「ソフト施策」 予算額 70,150千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用に関する情報発信等 	

節	1 道路交通環境の整備
項目	9 高度道路交通システムの活用
実施機関	近畿総合通信局、交通規制課
<p>1 方針・重点</p> <p>(1) 道路交通情報通信システム（VICIS）の整備の推進</p> <p>(2) 新交通管理システム（UTMS）の推進</p> <p>(3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 道路交通情報通信システム（VICIS）の整備の推進 (近畿総合通信局、交通規制課)</p>	

ア 運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICS情報提供箇所の拡大及び内容の整備を図ることにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。(交通規制課)

イ 安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSやITSスポット等の整備・拡充を推進する。(近畿総合通信局)

(2) 新交通管理システム(UTMS)の推進(交通規制課)

高度な交通情報提供、公共車両の優先、車両の運行管理、交通公害の低減を図り、安全運転を支援し安全・快適にして環境にやさしい交通社会を実現しようとする新交通管理システム(UTMS)の普及を推進する。

節	1 道路交通環境の整備
項目	10 交通需要マネジメントの推進
実施機関	近畿運輸局奈良運輸支局、道路建設課、リニア推進・地域交通対策課、奈良公園室
<p>1 方針・重点</p> <p>(1) 交通需要マネジメントの広報・啓発活動による推進</p> <p>(2) 公共交通機関利用の促進</p> <p>(3) 交通需要の平準化の促進</p> <p>(4) 自動車利用の効率化</p> <p>(5) 道路運送事業に係る高度情報化の推進</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 交通需要マネジメントの広報・啓発活動による推進 道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進のため、交通需要マネジメントの広報啓発活動を行い、その定着化を図りながら推進する。 (近畿運輸局奈良運輸支局)</p> <p>(2) 公共交通機関利用の促進 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律により創設された地域公共交通網形成計画の策定を推進し、持続可能な地域公共交通網の再構築を進め、公共交通機関利用の促進を図る。(近畿運輸局奈良運輸支局)</p> <p>ア 「奈良県公共交通基本計画」及び「奈良県地域公共交通網形成計画」の実行及び改定(リニア推進・地域交通対策課)</p> <p style="text-align: right;">予算額 33,600千円</p> <p>イ 奈良交通(株)との連携協定(リニア推進・地域交通対策課)</p> <p>ウ JR奈良駅や近鉄奈良駅と奈良公園や平城宮跡などの観光拠点を結ぶバスを運行</p>	

(道路建設課、奈良公園室)

予算額 121,700千円

(3) 交通需要の平準化の促進

観光シーズンの奈良市中心部への自家用車の流入を抑制するため、パークアンドバスライドを実施。(道路建設課)

予算額 21,000千円

(4) 自動車利用の効率化

貨物自動車の積載効率の向上により効率的な自動車利用等を推進するため、共同配送等による物流化の促進を図る。(近畿運輸局奈良運輸支局)

(5) 道路運送事業に係る高度情報化の推進

サービスの高度化、安全性の向上、環境負荷の低減等を図るため、公共交通機関の利用促進に資するITS技術を活用したバスロケーションシステム・ICカードの導入を推進する。(近畿運輸局奈良運輸支局)

節	1 道路交通環境の整備
項目	11 災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関	交通規制課、道路保全課
<p>1 方針・重点</p> <p>(1) 災害に強い交通安全施設の整備</p> <p>(2) 災害発生時における交通規制</p> <p>(3) 緊急輸送道路の橋梁耐震補強の推進 被災時の救急・救援活動や緊急物資の輸送・災害復旧が円滑に行えるよう緊急輸送道路の機能確保のため、計画的・重点的に橋梁耐震補強を実施する。</p> <p>(4) 道路災害防除事業の促進 平成21年度「なら安心みちネットプラン」を策定し、平成8年度道路防災総点検及び平成18年度防災点検に基づく要対策箇所、道路ネットワークの遮断回避を重視し、迂回路の無い区間や通行止により孤立するおそれのある箇所等の幹線道路の斜面崩壊・落石対策工事を実施し、危険箇所の早期解消と安全な交通を確保する。</p> <p>(5) 災害発生時における情報提供の充実</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 災害に強い交通安全施設の整備 (交通規制課) 災害時に救急、救援活動や緊急物資の輸送が円滑に行えるように、信号機の非常用電源(信号機電源付加装置I)を1基新設、4基更新するなど整備を推進する。 また、オンラインの接続により交通管制センターから交通情報を警察庁に送信し、広域的な交通管理に活用する「広域交通管制システム」の的確な運用を推進する。</p>	

(2) 災害発生時における交通規制 (交通規制課)	
災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保し、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を実施するとともに交通規制等に関する情報の提供を行う。	
(3) 緊急輸送道路の橋梁耐震補強の推進 (道路保全課)	予算額 780,150千円
補助対象事業費 (予算額 780,150千円)	
・ 防災・安全交付金事業 (国道橋梁耐震補強)	
国道168号 (大川橋) 外1路線	
・ 防災・安全交付金事業 (地方道橋梁耐震補強)	
中和幹線 (上品寺跨線橋) 外5路線	
(4) 道路災害防除事業の促進 (道路保全課)	予算額 1,420,600千円
ア 補助事業費 (予算額 613,200千円)	
・ 防災・安全交付金事業 (国道災害防除)	
国道168号 外5路線	
・ 防災・安全交付金事業 (地方道災害防除)	
笠天理線 外22路線	
イ 県単独事業費 (予算額 807,400千円)	
・ 単独道路災害防除事業 国道169号 外4路線	
(5) 災害発生時における情報提供の充実 (交通規制課)	
災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析し、道路利用者に道路交通情報を提供するため、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の整備を推進する。	

節	1 道路交通環境の整備
項目	12 総合的な駐車対策の推進
実施機関	交通規制課、交通指導課、地域福祉課、道路建設課、奈良公園室
1 方針・重点	
(1) きめ細やかな駐車規制の推進	
(2) 県民の目に見える形での地域における駐車秩序の改善	
ア 民間委託制度による確認事務の適正かつ円滑な運用	
イ 放置違反金制度による使用者責任の追及	
(3) 駐車対策の推進	
2 計画概要	
(1) きめ細やかな駐車規制の推進 (交通規制課)	

道路環境、交通実態、駐車需要等の変化に伴い、駐車規制の点検・見直しを実施し、より良好な駐車秩序を確立するため、個々の時間及び場所等、地域の交通実態等に応じたきめ細かな駐車規制を推進する。

(2) 県民の目に見える形での地域における駐車秩序の改善（交通指導課）

ア 公正かつ的確な確認事務の遂行

放置車両に係る確認事務について、その一部を民間委託しているが、その活動に際しては、住民の意見、要望を踏まえて、活動の重点地域、路線、時間帯を定めた駐車監視員活動ガイドラインを策定・公表し、駐車秩序の維持を図る。

イ 放置違反金制度による使用者責任の追及

(ア) 放置違反金納付命令の確実な執行

放置駐車違反関連システムの適正・確実な運用による放置違反金納付命令を發出し、車両使用者の責任追及を徹底する。

(イ) 常習違反者に対する使用制限命令の積極的な実施

放置駐車として常習的に確認されたものについて、車両の使用制限命令を適正かつ積極的に執行する。

(3) 駐車対策の推進（道路建設課、奈良公園室、地域福祉課）

ア 奈良公園バスターミナルの運営

降車後の空車バスを郊外の駐車場へ回送することで奈良公園中心部への観光バスの流入を抑制するとともに、予約制により観光バスの来場時間を分散することで渋滞を緩和する。

予算額 166,120千円

イ 観光シーズンにおいて、奈良中心市街地内の駐車場の満車、空車状況に応じて、適切な誘導を実施。

ウ おもいやり駐車場制度の運営

誰もが安心して移動できる地域社会を実現するため、車いす使用者や高齢者など移動に配慮が必要な方が優先的に利用できる駐車場の拡充及び広報活動を実施。

予算額 1,263千円

節	1 道路交通環境の整備
項目	13 道路交通情報の充実
実施機関	近畿総合通信局、交通規制課
1 方針・重点	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報収集・提供体制の充実 (2) 高度道路交通システム（ITS）を活用した道路交通情報の高度化 (3) 適正な道路交通情報提供事業の促進 (4) 分かりやすい道路交通環境の確保

2 計画概要

(1) 情報収集・提供体制の充実（近畿総合通信局、交通規制課）

ア 中波カーラジオを活用した道路交通情報を提供する「路側通信システム」の適切な運用を推進する。（近畿総合通信局）

イ 各種イベント会場周辺の交通安全確保等の有効な情報提供手段として、会場における臨時の放送局の開設を推進する。（近畿総合通信局）

ウ コミュニティ放送局は、市町村の一部地域を対象に放送を行うFM放送で、当該地域に密着したきめ細やかな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与している。

奈良県内では、令和2年4月1日までに3局が開局しており、今後も周波数事情が許す限り普及を図る。（近畿総合通信局）

エ 交通情報収集提供装置の整備

光ビーコン、交通監視カメラ、車両感知器及び交通情報板の整備、更新を推進する。（交通規制課）

(2) 高度道路交通システム（ITS）を活用した道路交通情報の高度化

（近畿総合通信局）

交通の分散による交通渋滞の解消、交通の安全と円滑化を図るため、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやITSスポット等の整備・拡充を推進する。

(3) 適正な道路交通情報提供事業の促進（交通規制課）

警察や道路管理者により収集された道路交通情報を活用した民間事業者による正確かつ適正でリアルタイムな道路交通情報の提供を促進する。

(4) 分かりやすい道路交通環境の確保（交通規制課）

時間別、車種別等の交通規制の実効を図るため、視認性、耐久性に優れた大型固定標識の整備を推進する。

節	1 道路交通環境の整備
項目	14 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	交通規制課、道路保全課、西日本高速道路(株) 関西支社 阪奈高速道路事務所、西日本高速道路(株) 関西支社 奈良工事事務所、関係機関
1 方針・重点	<p>(1) 道路の使用及び占用の適正化等</p> <p>(2) 子供の遊び場等の確保</p> <p>(3) 高速自動車国道（西名阪自動車道）における交通安全施設の整備</p>

- (4) 南阪奈道路（太子IC～葛城IC）における交通安全施設の整備
- (5) 南阪奈道路（太子IC～葛城IC）における付加車線の設置

2 計画概要

- (1) 道路の使用及び占有の適正化等（交通規制課、道路保全課）

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占有の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために、適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占有物件の維持管理の適正化について指導する。

- (2) 子供の遊び場等の確保（関係機関）

子供の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故防止に資するとともに、都市における良好な生活環境づくり等を図るため、社会資本整備重点計画等に基づき住区基幹公園、都市基幹公園等の整備を促進する。

- (3) 高速自動車国道（西名阪自動車道）における交通安全施設の整備

（西日本高速道路㈱ 関西支社 阪奈高速道路事務所）

クラックや轍などの路面損傷を計画的に補修することで路面環境の改善を図るとともに、路面補修に排水性能が高い高機能舗装を採用することで雨天時の走行環境を改善し、安全かつ快適な走行環境を提供する。

高機能舗装補修 奈良県内で約26,000㎡を補修予定

- (4) 南阪奈道路（太子IC～葛城IC）における交通安全施設の整備

（西日本高速道路㈱ 関西支社 阪奈高速道路事務所）

南阪奈道路の暫定2車線区間（羽曳野～葛城）における中分突破に伴う正面衝突事故の軽減を目的に、簡易中分ポストコーンをワイヤーロープに変更することで更なる安全性の向上を図る。

南阪奈道路（羽曳野～葛城）において約1,600mを2カ年で施工する計画、令和2年度は大阪側で約900mを施工予定 ※奈良県内は令和2年2月に約450m施工済み

- (5) 南阪奈道路（太子IC～葛城IC）における付加車線の設置

（西日本高速道路㈱ 関西支社 奈良工事事務所）

暫定2車線区間におけるトンネル内での対向車線飛び出し等の重大事故の抜本的な事故防止対策として対面交通運用を解消するため付加車線を設置する。

全体延長 約2.9km

土工区間 約1.4km（切土 約150,000m³）

TN区間 約1.5km（竹内トンネル上り線を新設）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 2 効果的な交通安全教育の推進
実施機関	保健体育課、学校教育課生徒指導係、交通企画課、運転免許課、長寿・福祉人材確保対策課
<p>1 方針・重点</p> <p>(1) 幼児・児童・生徒に対する交通安全教育の推進 自他の生命尊重の基本理念に立ち、自己の安全のみならず積極的に交通社会に貢献できる健全な社会人を育成する。</p> <p>(2) 運転者に対する交通安全教育の推進</p> <p>(3) 高齢者に対する交通安全教育の推進</p> <p>(4) 障害者に対する交通安全教育の推進</p> <p>(5) 外国人に対する交通安全教育の推進</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 幼児・児童・生徒に対する交通安全教育の推進（保健体育課、交通企画課）</p> <p>ア 学校・関係機関・団体等との連携のもとに、児童・生徒に対して、道路の安全な歩き方、自転車の正しい乗り方、車両乗車時のシートベルトの着用等についての交通安全教育を推進する。</p> <p>イ 保護者等に対して、家庭において適切な指導ができるよう、幼児等の交通事故の特徴とその事故防止対策、家庭で行う安全指導要領を教示するとともに、必要な資料提供を行うなど保護者参加型の交通安全教室を行う。</p> <p>ウ 学校（地域）における交通安全教育の徹底（保健体育課、学校教育課生徒指導係）</p> <p>(ア) 教職員の資質向上を図るための研修会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等安全教育研究会研修会 9月28日開催予定 ・健康教育研究大会（安全部会） 12月7日開催予定 ・安全教育指導者研修会 1月15日開催予定 ・学校安全教室推進事業（交通安全教室） 8月20日開催予定 <p>(イ) 「安全指導の手引き」を活用し、交通安全教育の推進を図る。</p> <p>(ウ) 高校生に対する運転免許取得前の交通安全教育の推進を図る。</p> <p>(エ) 通知文「各学期末及び長期休業中の幼児児童生徒の指導について」を、県立学校長及び各市町村教育委員会教育長宛てに発出し、「交通安全県民運動」及び「新入学（園）児童・幼児等を交通事故から守る運動」期間中における「交通安全の推進」について、その徹底を図る。</p> <p>また、各校園長会、高等学校生徒指導研究協議会各ブロック会及び各郡市中学校生徒指導部会等においても、その徹底を図る。</p> <p>エ 通学（園）路の安全点検と交通安全対策の推進及び指導（保健体育課）</p> <p>(ア) 各学校（園）で通学（園）路の安全点検実施</p> <p>(イ) 各学校（園）で交通安全対策の推進を促す。</p> <p>(ウ) 道路の安全な歩行、自転車の正しい乗り方・安全点検等について関係機関・団</p>	

体と連携して指導を行う。

オ 各種研修会・講習会等の開催を通して県安全教育研究協議会・県高等学校等安全教育研究会等の組織強化及び活性化を図る。(保健体育課)

(2) 運転者に対する交通安全教育の推進(交通企画課、運転免許課)

ア 運転免許証の更新時講習、取消・停止処分者講習及び初心運転者講習や交通安全協会・安全運転管理者協会と連携して行う法定講習において、交通弱者の保護、全ての座席のシートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの着用の徹底、飲酒運転や違法駐車・迷惑駐車防止を重点とした教育を行い、交通安全意識の向上と安全行動の実践を図る。

イ 安全運転管理者等に対する法定講習をはじめとする各種研修会の充実を図るほか企業等の独自の研修会・講習会を支援し、自主的な安全運転管理の促進を図る。

ウ 70歳以上の高齢運転者が普通自動車を運転する場合における「高齢運転者標識」の表示努力義務及び聴覚障害者が普通自動車を運転する場合における「聴覚障害者標識」の表示義務に対する広報啓発活動の推進並びにこれら標識表示者に対する幅寄せや割り込み等および運転禁止の周知徹底を推進する。

エ 子供や高齢者を認めた時の、減速・徐行・場合により一時停止する「思いやり・ゆずりあい」の心を持った運転の励行を推進する。

オ 自転車の交通事故防止、自転車の安全利用について、関係機関と連携しながら安全教育を実施するとともに、各種資料(DVD・チラシ等)の提供等を行い、交通ルールの遵守と危険予測の向上を推進する。

(3) 高齢者に対する交通安全教育の推進(交通企画課、長寿・福祉人材確保対策課)

ア 参加・体験・実践型交通安全教育の推進(交通企画課)

(ア) 高齢運転者実技講習、運転適性診断の実施

運転免許を保有する高齢者を対象に、指定自動車教習所等による車両を用いた運転実技指導等を実施する。

(イ) 高齢(歩行)者実技指導

運転免許を保有しない高齢者を対象に、交通安全教育機器「歩行者シミュレータ」を活用するなど、自動車の特性や自動車運転者から見た歩行者等の危険行動を理解させ、交通事故回避能力を高める。

(ウ) 反射材体験教室

高齢者を対象に、反射材の有無や服装の色等が、夜間における交通事故防止上どのような効果があるのかを実験により確認・理解させるなどして反射材の活用促進を図る。

(エ) ヒヤリ体験等を基にした討議の活用

高齢者による自らの体験に基づく身近な場所でのヒヤリ体験を基に、交通事故防止対策について討議を行う。

(オ) 無事故無違反コンテスト

高齢運転者のチームにより、一定期間の無事故無違反コンテストを行い、これを通して交通安全意識の高揚を図る。

(カ) 高齢者自転車大会の開催

大会を通じて身体機能の低下を自覚し、自転車の安全な利用を図る。

開催月日 令和2年11月13日(金)

開催場所 橿原市小房町 橿原市立体育館

イ 関係機器を活用した交通安全教育の推進（交通企画課）

動画KYT（危険予測トレーニング）教材、歩行者シミュレータ、自転車シミュレーター、全身反応測定器等の資器材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。

ウ 交通安全教育サポートチームによる交通安全教育の推進（交通企画課）

交通安全教育サポートチーム（警察本部・警察署の警察官50名により編成）は、地域交通安全活動推進委員・シルバーリーダー等と連携し、交通安全教育指針に沿った計画的かつ継続的に子供・高齢者に重点をおいた交通安全教育を実施する。

エ 奈良県老人クラブ連合会等を通じた交通安全教育の推進

（交通企画課、長寿・福祉人材確保対策課）

（ア）関係機関と連絡をとり、事故防止や安全対策に取り組む。

ベストライダーコンテスト（5月23日）他

各種研修会等での交通安全に関する講義の実施

（イ）機関誌「大椿寿」による啓発 年2回発行

（ウ）市町村老人クラブ連合会に交通安全県民運動の周知。

オ 世代間交流の促進（交通企画課）

地域及び家庭において適切な助言等が行われるよう、交通ボランティア等による啓発活動や、高齢者を中心に子供、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流を促進する。

（4）障害者に対する交通安全教育の推進（交通企画課）

ア 障害者団体の各種研修会等に交通安全教育を取り入れ、これを推進する。

イ 電動車いすの利用者に対する交通安全教育を推進する。

（5）外国人に対する交通安全教育の推進（交通企画課）

ア 県内に在留する外国人に対して、交通ルールに関する知識の普及を図るため、各種啓発活動及び講習会等を推進する。

イ 外国人向けの啓発資料を作成し、交通安全講習会等で活用するほか、ホームページへの掲載を推進する。

節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	近畿経済産業局、交通企画課、交通指導課、広報広聴課 安全・安心まちづくり推進課、薬務課、道路保全課、関係機関
1 方針・重点	(1) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 (2) 県民参加型の交通安全運動の推進

- (3) 交通関係機関・団体等相互間の連携強化
- (4) 各広報媒体を活用した広報の実施

2 計画概要

(1) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 「マナーアップ大和路2020」の実施（交通企画課）

警察から県民に対して安全な交通行動の実践を始めとした啓発活動を行うことにより交通事故防止の徹底を図り、交通死亡事故の発生を抑え込むことを目的とする。

(ア) 運動の期間

令和2年1月1日（水）から令和2年12月31日（木）までの1年間

(イ) 推進事項

交通安全「やまとじ」の実践

- ④ 夜間に目立つ反射材、前照灯の早めの点灯と上向き点灯
- ⑤ 待った、飲酒運転。ハンドルキーパーで安全・安心
- ⑥ 止まってゆずろう、横断歩道は歩行者優先
- ⑦ 自転車は車の仲間、ルールを守って安全運転

イ 交通安全運動等の推進（安全・安心まちづくり推進課、関係機関）

県民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための県民総ぐるみ運動として、県及び市町村の交通対策協議会等の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全運動等を組織的・継続的に展開する。

交通安全運動等の目標としては、交通事故死者数を限りなくゼロに近づけることを掲げ、運動の重点を子供を始めとする歩行者の安全の確保、高齢運転者等の安全運転の励行、自転車の安全利用の推進、夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶等、全国的な交通情勢に即した事項を設定するとともに、地域の実情に即した効果的な交通安全運動を実施するため、必要に応じて地域の重点を定める。

(ア) 交通安全県民運動の実施

① 春の交通安全県民運動

運動期間 令和2年4月6日（月）～4月15日（水）

② 秋の交通安全県民運動

運動期間 令和2年9月21日（月）～9月30日（水）

(イ) 交通事故防止運動の実施

① 新入学（園）児童・幼児等を交通事故から守る運動

運動期間 令和2年4月6日（月）～4月30日（木）

② 夏の交通事故防止運動

運動期間 令和2年7月20日（月）～7月31日（金）

③ 年末年始の交通事故防止運動

運動期間 令和2年12月15日（火）～令和3年1月5日（火）

ウ 交通安全県民大会の開催（交通企画課、安全・安心まちづくり推進課、関係機関）

春・秋の交通安全県民運動の実施に伴い開催する交通安全県民大会を通して、広

く交通安全啓発活動を推進する。

(ア) 春の交通安全県民大会

開催月日 令和2年4月3日(金)

開催場所 斑鳩町興留 いかるがホール

(イ) 秋の交通安全県民大会

開催月日 令和2年9月11日(金)

開催場所 橿原市小房町 かしはら万葉ホール

エ 飲酒運転根絶運動の推進(交通企画課)

(ア) 自治体、事業所等による飲酒運転根絶宣言を推進し、社会的な飲酒運転根絶意識の醸成を図る。

(イ) 運送事業所等へのアルコールチェッカーの普及と適正な活用を促進する。

(ウ) 運転代行業協会等と連携し、運転代行業者の健全化を推進する。

(エ) 酒類提供飲食店にハンドルキーパー運動への参加を働き掛けるとともに、車両運転者への酒類提供禁止の指導を徹底する。

オ 危険ドラッグ対策の推進(薬務課)

予算 192千円

薬物乱用防止運動のチラシ等を有効活用するとともに、教育機関等へ薬物の専門家を派遣し、啓発活動を行う等、危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図る。

カ 自転車・二輪車の安全利用の推進

(近畿経済産業局、交通企画課、交通指導課、関係機関)

(ア) 自転車の正しい乗り方や安全点検等について、自治体、関係機関・団体と連携して広く安全指導を行う。

(イ) 自転車利用者としてのマナーの向上、安全で正しい乗り方の実践のため、交通安全協会・学校等と連携して自転車シミュレータやスケアード・ストレイト教育技法(恐怖を疑似体験させる教育手法)を活用した自転車安全教室や子供自転車大会等を開催する。

(ウ) 自転車利用者による交通違反等については、自転車指導警告票(イエローカード)等を活用した指導警告を行うとともに、「酒酔い運転」、「制動装置不良自転車(いわゆる「ピスト」)運転」、「しゃ断踏切立入」の違反行為をした場合のほか、指導警告に従わず違反行為を継続したり、違反行為により歩行者等に具体的な危険を生じさせた場合など、悪質、危険な自転車利用者に対しては積極的な検挙措置を図る。

(エ) 普通自転車の基準に適合しない整備不良車を一掃するため、自転車安全整備士等と協力して自転車の点検整備とTSマークの貼付を推進するとともに、保護者や関係機関・団体の協力を得て自転車に対する反射材の普及、活用促進を図る。

(オ) 「自転車運転者講習制度」の開始(平成27年6月1日～)に伴い、講習の対象となる危険行為(14類型)及び自転車の通行等に関するルールについての周知徹底を図り、「乗車用ヘルメットの着用努力義務」「自転車安全利用五則」「自転車損害賠償責任保険等への加入」の更なる周知を図るため、広報啓発活動を推進する。

(カ) 幼児二人同乗用自転車の普及に向けた、自治体に対する同自転車の貸出・助成制度導入の申し入れを積極的に推進する。

(キ) 高校生に対する二輪車の安全運転指導のため、学校当局の安全運転実技指導を支援するとともに、交通機動隊員(白バイ隊員)の派遣や資料提供を積極的に行

い、効果的な指導の実施に協力する。

- (ク) 二輪車運転者の被害軽減を図るため、プロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、胸部等保護の重要性について理解増進に努める。

また、利用者の生命または身体に対する危険の発生を防止するとの観点から、自動二輪乗車用ヘルメット及び原動機付自転車乗車用ヘルメットを、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に規定する特定製品に指定しており、基準に適合しない製品の製造・輸入・販売を禁止している。同法に基づく製造・輸入事業者の届出等の受理、届出事業者に対する報告徴収・立入検査等を通じて、こうした製品の安全性を確保する。

キ 高齢者対策の推進（交通企画課）

- (ア) 出前型交通安全教室等の実施

自治体、関係機関・団体と連携し、高齢者の参集する福祉施設や老人ホーム等に対する出前型交通安全教室・講習会等を実施する。

- (イ) 高齢者交通安全ワンポイントアドバイス

高齢者の交通事故防止を図るため、県内の薬局・薬店（奈良県医薬品小売商業組合等）のほか、民生児童委員等と連携した交通安全ワンポイントアドバイスを推進する。

- (ウ) 高齢歩行者の夜間における交通事故防止活動の実施

各種高齢者講習会・高齢者指導者講習会等において、反射材・チラシ等を配布して、高齢者の夜間における交通事故の防止及び交通安全意識の高揚を図る。

- (エ) 高齢者運転免許自主返納支援事業の拡充

高齢者に対し高齢者運転免許自主返納支援制度の周知を図るとともに、各種事業所に働き掛け、高齢者運転免許自主返納支援事業の拡充を図る。

ク シートベルトとチャイルドシートの着用（使用）啓発活動の推進（交通企画課）

- (ア) 各種講習会や座談会、春・秋の交通安全県民運動等の各種行事を捉えて、後部座席のシートベルト着用義務化、シートベルトコンビンサー等を活用したシートベルト・チャイルドシートの着用効果、正しい着用方法等について啓発活動を実施する。

- (イ) 各種広報媒体を活用した積極的な広報啓発を展開するとともに、関係機関・団体と連携の上、交通指導取締りと連動した街頭啓発活動を実施する。

- (ウ) 交通安全県民の日（毎月1日）及び近畿交通安全デー（毎月15日）において関係機関・団体と連携した啓発活動を実施する。

ケ 夕暮れ時の前照灯早め点灯運動の推進（交通企画課）

- (ア) 県内の安全運転管理者選任事業所をはじめ、各種事業所に対して「夕暮れ時の前照灯早め点灯運動」の働き掛けを行い、運動参加事業所の拡大を図る。

- (イ) 運動に関する資料の作成や市町村広報紙、交番・駐在所だより、インターネット等の広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

コ 反射材の普及・啓発活動の推進（交通企画課）

- (ア) 関係機関・団体に対する着用向上に向けた働き掛けを推進する。

- (イ) 夜間における歩行者及び自転車利用者の交通事故防止効果が期待できる反射材の普及を図るため、各種広報媒体を活用した広報啓発を推進する。

- (ウ) 反射材の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、夜間体験講習を開催するなど参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

サ 交通の安全に関する広報の推進（交通企画課）

（ア）交通事故実態に即した効果的な広報の実施

- ① あらゆる広報媒体を活用した効果的でタイムリーな広報活動を展開する。
- ② 関係団体が発行する機関紙（誌）、チラシ等への掲載依頼をはじめ、大型ディスプレイ、ホームページ、交通情報板等を活用した広報を推進する。
- ③ 交通マナーの向上と安全行動の実践を県民に訴える「マナーアップ大和路2020」と連動した広報活動を展開する。

（イ）報道機関等に対する広報素材・資料の積極的な提供

- ① 県民だより奈良・新聞等により、交通安全に関する知識の普及・交通事故発生の実態を広報する。
- ② 広報素材・資料等を積極的かつ継続的に提供し、効果的に広報されるように働き掛ける。
- ③ 自治体、関係機関・団体、事業所等に対し積極的に資料を提供し、地域団体・職域における自主的な交通安全啓発活動の展開を図る。

シ 交通事故防止に関する啓発の推進（道路保全課）

「事故防止対策について」をホームページで紹介し、事故防止に関する意識の啓発を図る。

（2）子供と高齢者の交通事故防止対策（安全・安心まちづくり推進課）

子育て・高齢者世帯訪問事業の推進

子供と高齢者の交通事故防止のため、交通安全ボランティア（交通安全母の会会員）による世帯訪問事業の推進を図る。

実施対象：子育て世帯及び高齢者世帯

実施内容：対象宅を訪問し、交通安全指導をはじめ啓発パンフレットや反射材等の啓発物品の配付を行い交通安全啓発活動の推進を図る。

（3）交通安全教育用ビデオ・DVDの貸し出し（安全・安心まちづくり推進課）

ビデオ（VHS）：98種類、DVD：48種類（令和2年4月1日現在）

対象：幼児・小学校低学年・小学校高学年・中高生・保護者・高齢者・運転者・自転車利用者等

（4）各広報媒体を活用した広報の実施（広報広聴課）

ア 交通事故実態に即した効果的な広報の実施

- ・ 広報誌「県民だより奈良」、デジタルサイネージなどによる広報の実施
- ・ 県政広報番組「県政フラッシュ」及びコミュニティFMによる広報の実施

イ 報道機関等に対する広報素材・資料の積極的な提供

ウ 広聴活動の実施

（5）交通ボランティア活動の活性化（交通企画課）

会社経営者や大学関係者等への働き掛けを通じて、若手社会人、大学生等にボランティア活動への参加を呼び掛け、若い世代が参加するキャンペーンや訪問活動、街頭指導等の活動を推進する。

節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
実施機関	交通企画課、運転免許課、安全・安心まちづくり推進課、関係機関
<p>1 方針・重点 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 一般財団法人奈良県交通安全協会との連携（交通企画課）</p> <p>ア 奈良県交通安全協会と共に「交通安全子供自転車奈良県大会」等を開催する。</p> <p>イ 奈良県交通安全協会各支部協会女性部・青年部・高齢者部の諸活動に対し指導協力をを行う。</p> <p>ウ 奈良県交通安全協会各支部協会が行う各種事業・広報啓発活動について指導協力をを行う。</p> <p>エ 奈良県交通安全協会、同支部協会の機関紙（誌）・広報資料の作成等に当たり指導協力をを行う。</p> <p>(2) 一般社団法人奈良県安全運転管理者協会との連携（交通企画課）</p> <p>ア 機関誌の作成等に当たり、交通安全関係資料を提供する等の指導協力をを行う。</p> <p>イ 無事故無違反チャレンジ活動の推進を働きかける。</p> <p>ウ 奈良県安全運転管理者協会が行う各種事業・広報啓発活動について指導協力をを行う。</p> <p>(3) 地域交通安全活動推進委員に対する指導協力（交通企画課）</p> <p>地域交通安全活動推進委員に対し、高齢者等の通行の安全を確保するための運動や、自転車の適正な通行方法について、住民の理解を深めるための運動をはじめ、住民に対する交通安全教育の実施や地域における交通の安全と円滑に資するための広報啓発活動、企業等に対する協力要請活動、住民からの相談を受ける活動等を適正かつ効果的に推進できるよう指導を行うとともに必要な情報の提供を行う。</p> <p>(4) 奈良県交通対策協議会との連携（安全・安心まちづくり推進課）</p> <p>ア 奈良県交通対策協議会の実施機関・団体と連携のうえ、交通安全に対する広報活動、功労者・功労団体等の表彰を行い交通安全の実現を図る。</p> <p>イ 機関誌の作成・広報資料等の作成等について交通安全関係資料を提供する等の指導協力をを行う。</p> <p>(5) 奈良県地域の交通安全サポート事業所登録制度の実施 (安全・安心まちづくり推進課)</p> <p>交通安全活動を自主的に行っている又は行おうとしている奈良県の企業、事業所又は団体を交通安全サポート事業所として県に登録し、交通安全活動や他の交通安全活動団体への支援等について、社会貢献活動の一環として積極的に取り組んでも</p>	

らえるよう登録事業所等に対して県が働き掛ける。年1回懇談会を開催し、奈良県地域の交通安全サポート事業所の活性化と充実を図る。

(6) 奈良県自動車安全運転センターの活用指導（交通企画課、運転免許課）

優良運転者の育成を図るため、あらゆる機会を通じて事業所及び関係機関・団体に対して、奈良県自動車安全運転センターが発行する「SDカード」（無事故無違反証明）の取得を働き掛ける。

(7) 一般社団法人奈良県指定自動車学校協会に対する指導協力（運転免許課）

奈良県指定自動車学校協会が行う教習水準の高度化、教習指導員等の資質の向上等に対する指導助言を行う。

(8) 奈良県交通安全母の会連合会に対する援助協力（安全・安心まちづくり推進課）

ア 奈良県交通安全母の会連合会に対する指導助言を行う。

イ 市町村母の会の自主的な交通安全活動の促進等、組織充実のための指導助言を行う。

ウ 交通安全母親活動指導者研修会において指導助言を行う。

(9) その他の交通関係機関・団体及び事業所に対する協力（関係機関）

会議・研修会及び各種行事等に積極的に参加し、講演及び資料の提供等により、自主的な交通安全活動が効果的に展開されるよう努める。

節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	5 住民の参加・協働の推進
実施機関	交通企画課、安全・安心まちづくり推進課、関係機関
1 方針・重点	住民の参加・協働の推進
2 計画概要	交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進める。

節	3 安全運転の確保
項目	1 運転者教育等の充実
実施機関	近畿運輸局奈良運輸支局、運転免許課
<p>1 方針・重点</p> <p>(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実</p> <p>(2) 運転者に対する再教育等の充実</p> <p>(3) 高齢運転者対策の充実</p> <p>(4) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実</p> <p>(5) 悪質危険な運転者の早期排除等</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 免許取得時講習等の充実（運転免許課）</p> <p>ア 届出自動車教習所における教習の充実を図る。</p> <p>届出をした自動車教習所に対し自動車の運転に関する教習の適正な水準の向上と教習の態様に応じた適正化を図るための指導・督励、立入検査等による監督指導を強化する。</p> <p>また、指定自動車教習所においては、管理者会議等の研修会及び各教習所卒業者の抽出検査等を通じ、教習指導員等の資質及び教習水準の向上に努める。</p> <p>イ 取得時講習の充実</p> <p>指定自動車教習所等の講習時に立入指導を行い、業務の適正な実施方策について適切な指導と助言により、運転免許取得者教育に係る講習効果を向上させる。</p> <p>(2) 更新時講習等の充実（運転免許課）</p> <p>ア 講習は優良・一般・違反・初回の4区分に応じ、適宜の情報提供と講習内容を検討するとともに、各種教材を積極的に活用して講習効果の向上を図る。</p> <p>イ 飲酒運転の交通違反がある免許取消者が新たに免許を取得する場合には、飲酒取消講習を受講させて、飲酒行動を改善させるとともに、規範意識を醸成し、飲酒運転の再犯防止を図る。</p> <p>(3) 高齢運転者講習の充実（運転免許課）</p> <p>高齢者講習を実施する指定自動車教習所等に対し、ドライブレコーダーを活用した実車指導や運転適性検査機材を活用した「参加・体験型講習」の充実と各教習所の講習水準の平準化を推進する。</p> <p>75歳以上の高齢者講習については認知機能検査結果に基づくきめ細かい安全教育を実施するなど、安全運転の継続支援を行うとともに、受講者の増加に対応するために運転免許課における講習実施枠を拡大するほか、各教習所における講習実施体制の充実を更に図るよう指導する。</p> <p>(4) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実</p> <p style="text-align: right;">（近畿運輸局奈良運輸支局）</p>	

自動車運送事業等に従事する運転者に対する運転適性診断については、民間参入の促進を図る等により、受診を積極的に促進する。

また、自動車運送事業者の特定の運転者（事故惹起運転者、高齢運転者、初任運転者）に対し、運転者に応じた適性診断を受診させるよう指導する。

(5) 悪質危険な運転者の早期排除等（運転免許課）

ア 仮停止処分の積極的運用

ひき逃げ事故や酒酔い運転等で死傷事故を起こした、いわゆる悪質危険な運転者を道路交通の場から早期に排除して安全を確保するため、仮停止・仮禁止の制度の積極的な運用を推進する。

イ 行政処分の迅速的確な執行

運転免許行政処分の対象となった者に対して、迅速的確な行政処分執行を推進する。

ウ 臨時適性検査・安全運転相談等の充実

運転に支障を及ぼす一定の病気にかかっている疑いのある者に対しては指定医による臨時適性検査等を実施し、適正な処分執行を推進する。

節	3 安全運転の確保
項目	2 運転免許制度の改善
実施機関	運転免許課
1 方針・重点	運転免許の自主返納を申請しやすい環境整備について
2 計画概要	<p>(1) 自主返納制度について</p> <p>自主返納に対する支援事業の充実化など自主返納制度を周知拡大させ、利用者の増大を図る。</p> <p>(2) 主な制度内容</p> <p>ア 家族等を代理人とする自主返納申請の受付</p> <p>申請者本人がやむを得ない理由により窓口を訪れることが困難な場合は、家族等が本人に代わって来所することが可能である場合に対応するため、申請者から委任を受けた代理人による申請を平成30年7月1日から受付を開始し、自主返納者の利便性を向上させた。</p> <p>イ 運転免許センター日曜日窓口における申請の受付</p> <p>運転免許センターにおいては、平成30年7月1日から日曜日についても、運転免許の自主返納の申請（代理人によるものを含む。）及び運転経歴証明書の発行の受付を開始した。</p>

ウ 高齢免許返納者の生活支援に資するための取組

自主返納者及び運転免許を取り消された者等からの要望に応じ、生活に関する支援等について相談できるようにするため、平成31年3月から警察と地域包括支援センター等との情報提供制度を構築し、県下全域で運用を開始した。

エ 運転経歴証明書の郵送交付の実施

運転経歴証明書を警察署で申請した場合は後日交付の手続きとなるが、申請者の中には、後日となる運転経歴証明書の受領が困難な場合もあることから、平成31年1月から申請者が希望した際は郵送交付を実施している。

オ 運転経歴証明書の交付申請者の拡大

令和元年12月1日施行の道路交通法一部改正により、免許が失効した者についても、運転経歴証明書の交付申請が可能となった。（5年以内に免許が失効し、かつ、現に受けている免許がない者。ただし、令和3年3月31日までの間は、平成28年4月1日以後に免許が失効し、かつ、現に受けている免許がない者に限る。）

カ 運転経歴証明書の交付申請先の変更等

令和元年12月1日施行の道路交通法一部改正により、免許失効者も含め、運転経歴証明書の交付申請先が、申請者の住所地を管轄する公安委員会となった。

自主返納者が、取消しを行った公安委員会に対して行うこととされていたところ、他の都道府県に住所地を移転した後に運転経歴証明書の交付を申請する場合、著しい不便を生じさせていたことから、改正後は、変更後の住所地の公安委員会で交付申請を行うことになり、利便性が向上した。

さらに、奈良県道路交通法施行細則の一部改正により、自主返納及び運転経歴証明書の交付申請については、申請者の住所地を管轄する警察署以外の警察署においても行うことができることとなった。

節	3 安全運転の確保
項目	3 安全運転管理の推進
実施機関	交通企画課
1 方針・重点	安全運転管理の推進
2 計画概要	(1) 安全運転管理者等の選任状況を的確に把握し、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図る。 (2) 自動車の利用者等による過労運転等の下命・容認事案については利用者等の責任の追及を徹底し、再犯の防止に努める。 (3) 安全運転管理者等講習の効果を上げるため、視聴覚資材・実技的指導講習を積極的

に取り入れる他、講習用機材の充実を図る。

(4) 企業内における自主的な安全運転管理の推進を図るとともに、安全運転管理者等の資質の向上を図るため、安全運転中央研修所での研修、自主的な研修会の開催、全ての座席のシートベルトの着用の徹底等について指導する。

(5) 事業所における飲酒運転等悪質・危険な運転の追放宣言を推進し、ハンドルキーパー運動の更なる浸透及び事業所ぐるみでの交通安全意識の高揚を図る。

(6) 自動車運転代行業者に対して、交通の安全及び利用者の保護を図るため、安全運転管理の指導及び事業所への立入り等を行う。

(7) ドライブレコーダーの導入・エコドライブ運転の推進による安全運転管理の推進に努める。

節	3 安全運転の確保
項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
実施機関	近畿運輸局奈良運輸支局
<p>1 方針・重点</p> <p>平成21年に策定した「事業用自動車総合安全プラン2009」に代わる新たなプランとして策定された「事業用自動車総合安全プラン2020」の目標達成に向けた各重点施策を、国土交通省・事業者など関係者一丸となって、着実に実施し、事業用自動車の安全・安心の確保に万全を図る。</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策</p> <p>トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行う等、フォローアップを実施する。</p> <p>(2) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立</p> <p>事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度を活用し、事業者の取組の深化を促進するとともに実効性向上と充実強化を図る。</p> <p>(3) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底</p> <p>自動車運送事業者については、引き続き、優先的に監査を行うべき事業者を抽出し、効率的な監査を実施するとともに、法令違反等を行う悪質な事業者に対しては、軽井</p>	

沢スキーバス事故を受けて新たに講じられた再発防止策等を踏まえ、実効性のある監査及び処分を行っていく。

(4) 飲酒運転の根絶

事業用自動車の運転者による酒気帯び運転や覚醒剤、危険ドラッグ等薬物使用運転の根絶を図るため、点呼時のアルコール検知器を使用した確認の徹底や、薬物に関する正しい知識や使用禁止について、全国交通安全運動、年末年始の輸送等安全総点検なども活用し徹底を図る。

(5) ICT・新技術を活用した安全対策の推進

自動車運送事業者における交通事故防止のための取組を支援する観点から、デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等の運行管理の高度化に資する機器の導入や、過労運転防止のための先進的な取組に対し支援を行う。

(6) 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策

事業用自動車事故調査委員会において、社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析を行っているところであり、引き続き、同委員会における事故の原因分析・再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。

(7) 運転者の体調急変に伴う事故防止対策の推進

運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳疾患、心疾患等の早期発見に寄与する各種スクリーニング検査の普及を図るための方策を検討する。

節	3 安全運転の確保
項目	5 交通労働災害の防止等
実施機関	奈良労働局
1 方針・重点	<p>令和元年の全産業における死亡労働災害は6件となり、その内、交通事故によるものが2件であった。交通労働災害の死傷者数（休業4日以上）は、ここ数年100件前後で推移しており、同種災害の防止対策をより一層徹底するため、①「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知及び取組の徹底等による交通労働災害防止対策を推進し、②労働基準法等関係法令等の履行確保による自動車運転者の労働条件の確保・改善を図るとともに、③これらの効果的な推進のために関係機関・関係団体との一層の連携を図る。</p>

2 計画の概要及び内容

(1) 交通労働災害の防止

ア 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知及び取組の徹底等

交通労働災害防止を推進するためには、災害防止管理体制の確立や適正な労働時間管理、健康診断や面接指導の実施による心身にわたる健康管理の徹底に加え、適正な走行計画の作成が重要であることから、「交通労働災害防止のためのガイドライン」をあらゆる機会を捉えて周知するとともに、適正な走行計画の作成について指導啓発を行う。

また、陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部等の関係団体が行う各種交通労働災害防止活動に対する指導・援助を行う。

さらに、荷主に対して「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）を周知し、無理な発注条件を付さないよう指導し、協力を要請する。

イ 交通労働災害発生事業場に対する監督指導

社会的に問題となる交通労働災害を発生させた事業場に対しては、時機を失することなく監督指導、個別指導を実施し、その再発防止に努める。

(2) 自動車運転者の労働条件の適正化

ア 関係法令等の周知徹底

労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）を周知し、自動車運転者の労働時間、休日、賃金等の労働条件の確保・改善を図るとともに、これらの徹底のための監督指導を実施する。

イ 事業場における自主的労務改善の促進

事業場における自動車運転者の労働条件の自主的な改善の促進のため、関係法令等の周知に加え、奈良労働局長が委嘱する「自動車運転者時間管理等指導員」の活用等を通じ、より効率的・効果的な指導等を行う。

(3) 関係機関等との連携

ア 通報制度の運用等

「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度」を運用し、労働基準監督機関と陸運関係機関等との連携の強化を図る。

イ 大会、運動等を通じた連携

(ア) 3カ月無災害運動（6月1日～8月31日）

(イ) 奈良県産業安全衛生大会（中止）

節	3 安全運転の確保
項目	6 道路交通に関連する情報の充実
実施機関	奈良地方気象台、交通指導課、防災統括室
<p>1 方針・重点</p> <p>(1) 危険物輸送に関する情報提供の充実等</p> <p>(2) 気象情報等の充実</p> <p>(3) 防災情報システム及び震度情報ネットワークシステムの運用</p> <p>(4) 道路情報提供装置の設置</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 危険物輸送に関する情報提供の充実等（交通指導課）</p> <p>危険物運搬車両に対する指導取締りの強化</p> <p>生活環境課、消防救急課、薬務課、国土交通省奈良国道事務所、奈良運輸支局等と連携し、名阪国道において、危険物運搬上の保安基準違反、道路交通法違反等の合同取締りを実施する。</p> <p>(2) 気象情報等の充実（奈良地方気象台）</p> <p>道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。</p> <p>ア 気象観測予報体制の整備等</p> <p>台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。</p> <p>イ 地震・火山の監視・警報体制の整備等</p> <p>地震・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、緊急地震速報（予報及び警報）については、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及啓発及び精度向上に取り組む。また、火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表する。</p> <p>ウ 情報の提供等</p> <p>交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。</p>	

(ア) 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

また、雨による災害発生危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報の危険度分布」や積雪・降雪の面的な状況を示す「現在の雪（解析積雪深・解析降雪量）」についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。

(イ) 緊急地震速報（予報及び警報）等

地震による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報等

南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(エ) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付して噴火警報等を発表する。

また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

エ 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会及び気象防災ワークショップを開催する。

(3) 防災情報システム及び震度情報ネットワークシステムの運用（防災統括室）

ア 各種気象情報の市町村への伝達

イ 震度情報を収集し気象庁へ送信

節	4 車両の安全性の確保
項目	1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進
実施機関	近畿運輸局奈良運輸支局
<p>1 方針・重点 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等 (1) 車両の安全対策の推進 (2) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化</p> <p>2 計画概要 (1) 車両の安全対策の推進 平成28年6月に取りまとめられた交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会の報告を踏まえ、子供・高齢者の安全対策、歩行者・自転車乗員の安全対策、大型車が絡む重大事故対策、自動運転などの新技術への対応を中心に車両の安全対策を推進する。</p> <p>(2) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化 安全基準の拡充・強化については、衝突被害軽減ブレーキの対自転車要件の拡充等に係る国内基準の策定を行うとともに、自動車線維持装置等の自動運転技術に係る国際基準の策定を主導するなど国際基準調和活動等を通じた先進技術の導入促進に取り組む。</p>	

節	4 車両の安全性の確保
項目	2 自動車アセスメント情報の提供等
実施機関	近畿運輸局奈良運輸支局
<p>1 方針・重点 自動車ユーザーが安全な製品選びをしやすい環境を整備する。</p> <p>2 計画概要 自動車アセスメント、チャイルドシートアセスメントにおいて、自動車ユーザーに自動車及びチャイルドシートの安全性能に関する比較情報を定期的に提供することにより、ユーザーが安全な製品選びを行いやすい環境を整備するとともに、自動車メーカー等のより安全な製品開発を促進する。これまで衝突安全性能と予防安全性能の評価を別々に行っていたが、それらを統合した評価とし、安全性の高い自動車の情報を自動車ユーザーによりわかりやすく伝えていく。</p>	

節	4 車両の安全性の確保
項目	3 自動車の検査及び点検整備の充実
実施機関	近畿運輸局奈良運輸支局
<p>1 方針・重点</p> <p>(1) 自動車の検査の充実</p> <p>(2) 自動車点検整備の充実</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 自動車の検査の充実</p> <p>道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、自動車検査の高度化を始めとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図るとともに、平成31年3月にとりまとめられた「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」の最終報告書を踏まえ、新たに電子的な検査を導入するための体制整備を進める。</p> <p>また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。</p> <p>(2) 自動車点検整備の充実</p> <p>ア 点検整備の充実</p> <p>自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和2年においては、9月の1月間に加え、地域事情に応じて各地方が独自に設定する1月間を強化月間として「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開するとともに、令和2年度から車検時に法定点検の実施を確認できなかった車両（軽自動車、二輪車、被けん引車、大型特殊自動車（前面ガラス無）を除く。）については、その旨を検査標章裏面の余白に記載するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。</p> <p>また、事業用自動車の安全確保のため、自動車運送事業者への監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。</p> <p>さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。特に大型車の車輪脱落事故については、令和元年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討ワーキンググループ」において、実態に即した広報啓発方法や点検整備方法など更に効果的な事故防止対策を策定、実施する。</p> <p>イ 不正改造車の排除</p> <p>道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和2年においては、6月を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更な</p>	

る高揚を図るとともに、街頭検査の重点的实施等により、不正改造車の排除を徹底する。

また、不正改造を行った自動車特定整備事業者に対する立入検査の実施等を厳正に行う。

ウ 自動車整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、これらの変化に対応し、自動車整備業者の整備技術を高度化する必要がある。このような状況を踏まえ、令和元年5月の道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）において、分解整備の範囲を、取り外して行う自動車の整備又は改造から装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、令和2年度から施行された。当該特定整備制度を広く周知し、電子制御装置整備における整備主任者等の講習を推進するとともに、自動車特定整備事業者の整備技術の高度化等への支援を行う。

また、自動車整備技術の高度化検討会の下に設置した「自動車整備士資格制度等見直しワーキンググループ」において、今後の自動車整備士資格のあり方等について検討を進める。

節	4 車両の安全性の確保
項目	4 リコール制度の充実・強化
実施機関	近畿運輸局奈良運輸支局
<p>1 方針・重点 リコール制度の適正な運用を図る。</p> <p>2 計画概要 自動車製作者の垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールをより迅速かつ確実に実施するため、装置製作者等からの情報収集体制の強化を図る。 また、自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。</p>	

節	4 車両の安全性の確保
項目	5 自転車の安全性の確保
実施機関	交通企画課
<p>1 方針・重点 自転車の安全な利用の確保</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 駆動補助機付自転車（人の力を補うため原動機を用いるもの）及び普通自転車の型式認定制度を活用する。</p> <p>(2) 自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、自転車事故による被害者の救済に資するため付帯保険の付いたT Sマーク等各種保険の普及に努める。</p> <p>(3) 夜間の交通事故防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。</p> <p>(4) B A A ・ J I S等、自転車の安全性を示すマークのついた幼児二人同乗用自転車の普及に努める。</p> <p>(5) タンデム車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）の特性や安全な利用についての周知を図る。</p>	

節	5 道路交通秩序の維持
項目	1 交通の指導取締りの強化等
実施機関	交通指導課、高速道路交通警察隊
<p>1 方針・重点</p> <p>(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの強化等</p> <p>(2) 一般道における効果的な指導取締りの強化等</p> <p>(3) 高速自動車国道等における指導取締りの強化等</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの強化等</p> <p>ア P D C Aサイクルに基づく交通指導取締り管理</p> <p>(ア) 交通事故実態の分析等に基づく交通指導取締り方針を策定する。(P l a n)</p> <p>(イ) 策定した方針に従い取締りを実行する。(D o)</p> <p>(ウ) 交通指導取締りについて効果検証する。(C h e c k)</p> <p>(エ) 検証結果から次期交通指導取締り方針へ反映させる。(A c t)</p> <p>イ 速度取締り指針の策定及び公表</p> <p>(ア) 交通事故実態の分析等に基づき、速度取締りの重点路線及び時間帯を選定した速度取締り指針を策定する。</p> <p>(イ) 策定した速度取締り指針について、警察署協議会の了承を得て公表する。</p> <p>(2) 一般道における効果的な指導取締りの強化等</p> <p>ア 交通事故発生状況、交通実態、住民の取締り要望を分析し、真に交通事故抑止に資する交通指導取締りの強化</p> <p>(ア) 飲酒・無免許・速度超過・信号無視・一時不停止等の交通事故に直結する違反に対する指導取締りを強化する。</p> <p>(イ) 被害軽減効果の高い後部座席を含むシートベルト及びヘルメット着用義務違反並びにチャイルドシート使用義務違反に対する指導取締りを強化する。</p> <p>(ウ) 歩行者保護を図るための横断歩行者妨害に対する違反取締りを強化する。</p> <p>イ 背後責任の追及</p> <p>(ア) 過積載・過労運転等、組織的・構造的な違反について、単に運転者の責任追及だけでなく、使用者・運行管理者等の背後責任の追及を徹底する。</p> <p>(イ) 飲酒運転についても、飲酒運転行為者のみならず、同乗者や車両貸与者、運転指示者、酒類提供者等の背後責任(車両等提供罪・酒類提供罪・同乗罪)の追及を徹底する。</p> <p>(ウ) 効果的な広報活動の実施と関係機関との連携による違反防止措置を図る。</p> <p>ウ 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進</p> <p>(ア) 自転車運転者講習制度の講習対象となる危険行為(14類型)である信号無視、一時不停止、酒酔い運転、制動装置不良自転車運転等の違反に対する指導警告を強力に推進する。</p> <p>(イ) 歩行者や通行車両に具体的危険を生じさせたり、警告に従わない等悪質、危険</p>	

な違反に対する検挙活動を推進する。

(3) 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等

(ア) 著しい速度超過、過積載、過労運転、車間距離不保持、シートベルト着用義務違反等の悪質・危険・迷惑性の高い違反に重点指向した交通指導取締りを推進する。

(イ) 交通事故発生時の二次事故の防止と交通秩序の早期回復を図る。

節	5 道路交通秩序の維持
項目	2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
実施機関	交通指導課
<p>1 方針・重点</p> <p>(1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底</p> <p>(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化</p> <p>(3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車運転死傷処罰法第2条又は第3条（危険運転致死傷罪）の立件も視野に入れた捜査の徹底を図る。</p> <p>(2) 交通事故事件捜査等に係る捜査力の強化 交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。</p> <p>(3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 3Dレーザースキャナー、常時録画式交差点カメラやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。</p>	

節	5 道路交通秩序の維持
項目	3 暴走族等対策の推進
実施機関	近畿運輸局奈良運輸支局、交通指導課、運転免許課
<p>1 方針・重点</p> <p>(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭・学校等における青少年の指導の充実</p> <p>(2) 暴走行為をさせないための環境づくり</p> <p>(3) 暴走族に対する指導取締りの強化</p> <p>(4) 暴走関係事犯者の排除と再教育</p> <p>(5) 車両の不正改造の防止</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実（交通指導課）</p> <p>ア 暴走行為の実態について積極的な広報活動を実施する。</p> <p>イ 家庭・学校等と連携した「暴走をしない・させない・見に行かない」指導を徹底する。</p> <p>(2) 暴走行為をさせないための環境づくり（交通指導課）</p> <p>ア 暴走族等（暴走族及び違法行為を敢行する旧車會（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者））がい集しやすい施設の管理者に対し、施設の管理改善について協力を求める。</p> <p>イ 暴走族等対策への県民の理解と協力の確保を推進する。</p> <p>(3) 暴走族等に対する指導取締りの強化（交通指導課）</p> <p>ア 共同危険行為等の禁止違反を適用した検挙の徹底を図る。</p> <p>イ あらゆる法令を積極的に適用した暴走族取締りを実施する。</p> <p>ウ 運輸支局等関係機関との連携による合同取締りを実施する。</p> <p>(4) 暴走族関係事犯者の再発防止（交通指導課、運転免許課）</p> <p>ア 把握暴走族に対する組織的な個別指導・補導を推進する。</p> <p>イ 暴走族グループからの離脱、暴走族グループの解体及び再組織化防止を図る。</p> <p>ウ 迅速的確な運転免許行政処分を実施し、暴走関係事犯者を早期に道路交通の場から排除する。</p> <p>エ 処分者講習等におけるきめ細かな交通安全教育を実施する。 また、最新の資料（DVD・パワーポイント・チラシ）等に基づく交通ルール・危険予測の向上を推進する。</p> <p>(5) 車両の不正改造の防止（交通指導課、近畿運輸局奈良運輸支局）</p> <p>ア 使用車両についての押収・保管を強化する。</p> <p>イ 不正改造車両についての整備通告の実施と関係機関に対する整備命令等の行政措置を要請する。</p>	

ウ 道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和2年6月を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を展開し、街頭検査の重点的实施等により、自動車使用者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図る。

また、不正改造を行った自動車特定整備事業者に対する立入検査の実施等を厳正に行う。

節	6 救助・救急活動の充実
項目	1 救助・救急体制の整備
実施機関	保健体育課、消防救急課
<p>1 方針・重点</p> <p>(1) 教職員及び児童・生徒に対する自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進</p> <p>心肺蘇生法等の応急手当の知識・実技の普及を図るため、消防機関、日本赤十字社等の関係機関と連携し、教職員対象の実技講習会の開催の充実及び学校におけるBLS教育の普及を目指す。</p> <p>(2) 消防組織法に基づく関係機関との連絡調整及び人材の養成、並びに資機材の整備推進</p> <p>(3) 救急救命士法に基づく関係機関との連絡調整及び人材の養成</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 教職員及び児童・生徒に対する自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進（保健体育課） 予算額 183千円</p> <p>ア 学校（地域）における心肺蘇生法等の知識・実技の普及</p> <p>(ア) 教職員の資質向上を図るための研修会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校安全教室推進事業（心肺蘇生法講習会） 8月20日開催予定 ・健康教育研究大会（安全部会） 12月7日開催予定 ・安全教育指導者研修会 1月15日開催予定 <p>(イ) 児童・生徒等に対するBLS教育の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心肺蘇生法トレーニングツール（あっぱくんライト）の学校等への貸出 (通年で適宜対応) <p>(ウ)「安全指導の手引き」を活用し、安全教育の推進を図る。</p> <p>イ 各種研修会・講習会等の開催を通して県安全教育研究協議会・県高等学校等安全教育研究会等の組織強化及び活性化を図る。</p> <p>(2) 救命・救急業務実施体制及び業務施設の整備促進（消防救急課）</p> <p>ア 国家資格である救急救命士の養成を図るとともに活動中の救急隊員への研修を行い高度な救急措置を常に発揮し、搬送途上の救命率の向上に努める。</p> <p>イ メディカルコントロール体制の充実強化を図るため、MC協議会と関係機関との十分な連携を図る。</p> <p>ウ 救助工作車及び救助資機材の充実強化に努める。</p> <p>エ 救急車の整備については、高度な応急措置が行える高規格救急車、高度救命用資機材を国庫負担金等により整備するよう推進する。</p> <p>オ 救急搬送・受入れの実施基準に基づき、傷病者の搬送を行う。</p> <p>(3) 消防学校における教育訓練（消防救急課）</p> <p>各消防本部職員に対して救急・救助課程に関する実務教育を実施する。</p>	

(4) 消防大学校における教育訓練の受講（消防救急課）

消防大学校のカリキュラム内容にある救急・救助課程の教育訓練を受講し、より一層の技術及び知識を習得させる。

節	6 救助・救急活動の充実
項目	2 救急医療体制の整備
実施機関	地域医療連携課
<p>1 方針・重点</p> <p>(1) 救急患者を断らない医療体制の構築</p> <p>(2) 適切な病院前救護活動が可能な体制の構築</p> <p>(3) 救急医療に対する県民の理解を深めるための活動の継続</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 救急患者を断らない医療体制の構築 予算額 62,622千円</p> <p>ア 救急搬送ルールの適切な運用及び運用状況の検証、必要に応じた見直しを行い、症状、緊急度に応じた医療機関の選定・確保による搬送時間の短縮を図る。</p> <p>イ 小児救急病院の輪番体制を整備することにより、休日・夜間における小児二次救急医療体制の確保を図る。</p> <p>ウ 長時間搬送先が決まらない救急患者を一時的にでも受け入れる医療機関を確保することで救急搬送困難事例の解消を図る。</p> <p>(2) 適切な病院前救護活動が可能な体制の構築 予算額 264,062千円</p> <p>ア 県独自のドクターヘリを運航。</p> <p>イ 関西広域連合のドクターヘリとの共同利用を継続しつつ、和歌山県及び三重県のドクターヘリとの相互応援を実施することにより、県全域で安定した運航体制を確保。</p> <p>(3) 救急医療に対する県民の理解を深めるための活動の継続 予算額 159,869千円</p> <p>ア 救急医療に関するガイドブックの配付等、救急医療に対する県民の理解を深めるための啓発活動の充実を図る。</p> <p>イ 医療機関情報（診療時間、診療科等）や救急医療に関する情報を県民に提供する。</p> <p>ウ 救急医療に関する相談窓口の設置。</p>	

節	6 救助・救急活動の充実
項目	3 救急関係機関の協力関係の確保等
実施機関	消防救急課、疾病対策課
<p>1 方針・重点</p> <p>(1) 救急患者の救急医療施設への迅速・円滑な収容を確保するため、消防機関・医療機関等の緊密な連携・協力関係の確保を推進するなど効果的な救急医療の整備の促進</p> <p>(2) 精神医療従事者等に対する教育研修の実施</p> <p>(3) 災害精神医療の指導者養成</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 奈良県救急医療管制システム（e-MATCH）事業 ICT（情報通信技術）を活用して救急搬送における消防機関と医療機関の適切なマッチングを図る。</p> <p>(2) 研修会の実施 災害派遣精神医療チーム（DPAT）研修の実施 精神医療従事者を対象とした教育・訓練 精神保健福祉センターにて開催予定（計画中）</p> <p>(3) 指導者養成 災害派遣精神医療チーム（DPAT）統括者・事務担当者研修（国実施）への参加 開催時期、場所未定 精神科医、事務担当者の受講予定</p>	

節	7 被害者支援の充実と推進
項目	1 自動車損害賠償保障制度の充実等
実施機関	近畿運輸局奈良運輸支局、交通指導課
<p>1 方針・重点</p> <p>(1) 自動車損害賠償責任保険（共済）の充実</p> <p>(2) 無保険（無共済）車両対策の徹底</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 軽二輪車・原動機付自転車については、自賠責保険（共済）への加入義務があるにもかかわらず、検査対象外車両ということもあって、登録車等（検査対象車両）と異なり、自賠責保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを、広報活動等を通じて広く周知するとともに、月1回程度、街頭における指導取締りの強化等を行い、無保険車（共済）車両の運行防止を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">（近畿運輸局奈良運輸支局）</p> <p>(2) 関係機関と連携した無保険車取締りの実施</p> <p>運輸支局等と連携して、定期的な無保険バイク取締りを実施するとともに、街頭検査時の自賠責保険加入の有無を調査し、無保険車の絶無を図る。（交通指導課）</p>	

節	7 被害者支援の充実と推進
項目	2 損害賠償の請求についての援助等
実施機関	交通指導課、安全・安心まちづくり推進課
<p>1 方針・重点</p> <p>(1) 交通事故相談業務の充実強化</p> <p>(2) 交通事故相談所の開設</p> <p>(3) 交通事故相談活動の周知徹底</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 交通事故相談活動の積極的な教示（交通指導課）</p> <p>交通事故相談を受けた際は、相談内容に応じた的確に専門的な知識を有する「交通事故相談所」等を教示し、被害者等の心情に配慮した活動を行う。</p> <p>(2) 交通事故相談所の開設（安全・安心まちづくり推進課）</p> <p>ア 交通事故の相談活動を通して被害者等の救済を図るため、県庁内に常設の相談所</p>	

の開設をはじめ、県内4箇所にて定期の巡回相談所を開設し、交通事故相談活動の充実を図る。

イ 相談員の資質の向上

近畿ブロック研修会の受講及び交通事故損害賠償裁判例等、その他必須資料による研修を行い、交通事故相談員の資質の向上を図る。

(3) 交通事故相談活動の周知徹底（安全・安心まちづくり推進課）

交通事故相談活動の周知徹底を図るため、①「交通事故相談所案内カード」を各警察署交通課の窓口で配付、②交通安全県民運動実施要綱（チラシ）への掲載、③県安全・安心まちづくり推進課ホームページへの掲載等を実施する。

節	7 被害者支援の充実と推進
項目	3 交通事故被害者支援の充実強化
実施機関	交通指導課、社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会
<p>1 方針・重点</p> <p>(1) 交通事故被害者支援の充実強化</p> <p>(2) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 交通事故被害者支援の充実強化（交通指導課）</p> <p>ア 「交通事故被害者の手引き」の活用 交通事故被害者等に刑事手続き、連絡制度等を説明した手引きを配付し、被害者等の不安感の解消に努める。</p> <p>イ 被害者連絡制度の積極的な活用 死亡事故、ひき逃げ事件等被害者連絡制度の対象事件の発生時には、被害者連絡担当係を指定し、被害者等に対する支援を積極的に行う。</p> <p>(2) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実</p> <p>交通遺児等援護事業（主催：(福)奈良県社会福祉協議会） 交通事故等により父母等の保護者を失った児童の健全育成及びその福祉の増進を図るため、次の事業を行う。</p> <p>ア 満18歳未満の交通遺児一人あたり10万円の激励金を支給する。 予算額 550千円</p> <p>イ 小学校、中学校、高等学校への入学時、交通遺児一人あたり5万円の入学祝金を支給する。 予算額 600千円</p> <p>ウ 就職又は大学等への進学予定者に10万円の就職・入学準備金を支給する。 予算額 1,100千円</p>	

エ 遺児及び保護者を対象として、同じ境遇の者との交流を深める機会を設定するとともに、関連団体と連携した交流事業を行う。 予算額 700千円

(ア) 交流事業

奈良県交通災害遺族会、交通事故対策機構友の会メンバーとの交流(茶話会等)

(イ) 関連団体が主催するイベントへの助成

- ① 夏期野外活動
- ② 遺族会クリスマスパーティー
- ③ 遺族会女性だけの懇親会

節	8 調査研究の充実
項目	1 道路交通の安全に関する研究の推進
実施機関	近畿運輸局奈良運輸支局、交通企画課
<p>1 方針・重点</p> <p>交通事故の発生要因が複雑化、多様化していること、高齢者人口・高齢運転者の増加、ICTの発展、道路交通事故の推移、道路交通安全対策の今後の方向を考慮して、人・道路・車両それぞれの分野における研究開発を計画的に推進する。</p> <p>(1) 高度道路交通システム（ITS）に関する研究開発の推進</p> <p>(2) 車両の安全に係る研究の推進</p> <p>(3) 高齢者の交通事故防止に関する調査研究の推進</p> <p>(4) 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 高度道路交通システム（ITS）に関する研究開発の推進 （近畿運輸局奈良運輸支局）</p> <p>最先端のICTを用いて人と道路と車両とを一体のシステムとして構築することにより、安全性を始め輸送効率、快適性の飛躍的向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の道路交通の円滑化を通し環境保全に大きく寄与する研究開発を推進する。</p> <p>(2) 車両の安全に係る研究の推進（近畿運輸局奈良運輸支局）</p> <p>ア 車両に係る予防安全技術の研究の推進 適切な運転支援方法に関する研究を始め、交通事故を未然に防ぐために必要な車両に係る予防安全技術の研究を推進する。</p> <p>イ 車両に係る被害軽減技術等の研究の推進 特に少子高齢化等の社会情勢の変化を踏まえ、万が一事故が発生した場合の乗員、歩行者等の保護を行うために必要な車両に係る被害軽減技術等の研究開発を推進する。</p> <p>(3) 高齢者の交通事故防止に関する調査研究の推進（交通企画課）</p> <p>高齢化社会の進展に伴う交通事故情勢の推移に対応して、高齢者が安全にかつ安心して移動・運転できるよう、適切な安全対策を実施するため、道路を利用する高齢者及び高齢運転者の交通行動特性を踏まえた効果的な交通事故防止対策の立案に関する研究を推進する。</p> <p>(4) 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実（交通企画課）</p> <p>交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、各種対策による交通事故削減効果及び人身傷害等事故発生後の被害の軽減効果について、客観的な事前評価、事後評価を効率的に行うためのデータ収集、分析・効果予測方法の充実を図る。</p>	

節	8 調査研究の充実
項目	2 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化
実施機関	近畿運輸局奈良運輸支局、交通企画課
<p>1 方針・重点</p> <p>(1) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化</p> <p>(2) 交通事故情報総合管理システムによるデータベースの構築と交通事故分析への活用</p> <p>(3) 各種専門家と連携した体制の充実</p> <p>(4) 情報の提供</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化（近畿運輸局奈良運輸支局） 交通事故の実態を的確に把握し、効果的な交通安全施策の検討、立案等に資するため、公益財団法人事故総合分析センターを積極的に活用して、総合的な観点からの事故分析を推進する。 また、工学、医学、心理学等の分野の専門家、大学、民間研究機関等との連携・協力の下、科学的アプローチによる交通事故の総合的調査研究を推進し、事故発生メカニズムの解明と事故予防の施策の確立に向けた体制を充実させる。</p> <p>(2) 交通事故情報総合管理システムによるデータベースの構築と交通事故分析への活用（交通企画課） 交通事故の実態を的確に把握し、更なる交通事故死者数の削減に向けた効果的かつ詳細な交通安全施設の検討、立案等に資するため、交通事故情報総合管理システムによるデータベースの構築を図るとともに、同システムを積極的に活用して、人、道路及び車両について総合的な観点からの事故分析を行うことに加え、救命救急医療機関等との医工連携による新たな交通事故データベースの構築及びその活用に向けた検討を行うとともに、車載式の記録装置であるイベントデータレコーダー（EDR）や映像記録型ドライブレコーダー等のマイクロデータの充実を通じた交通事故分析への活用について検討を行う。</p> <p>(3) 各種専門家と連携した体制の充実（交通企画課） 工学、医学、心理学等の分野の専門家、大学、民間研究機関等との連携・協力の下、科学的アプローチによる交通事故の総合的調査研究を推進し、事故発生メカニズムの解明と事故予防の背核の確立に向けた体制を充実させる。</p> <p>(4) 情報の提供（交通企画課） 民間の保有する交通事故調査・分析に係る情報を国民に対して積極的に提供し、交通安全に対する県民の意識の高揚を図る。</p>	

第 2 章 鉄道交通の安全

節	1 鉄道交通環境の整備
項 目	1 鉄道施設等の安全性の向上
実施機関	近畿運輸局、リニア推進・地域交通対策課、鉄道事業者

1 方針・重点

鉄道施設等の安全性の向上

2 計画概要

(1) 鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、安全性の向上に必要な施設・設備の更新等に対して支援を実施する。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。

南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。さらに、平成28年度に設置した「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」においてとりまとめたホームドアの整備等のハード対策や駅員等による乗車・降車の誘導案内を始めとするソフト対策による総合的な転落防止対策の実効性を確保するため、検討会を活用した進捗管理を行い、鉄道事業者の積極的な取組を促すことで、引き続き、駅ホームの安全性確保に向けた取組を推進する。(近畿運輸局、鉄道事業者)

事業整備項目		事業量	事業費(千円)
線 路 施 設 等 の 整 備	軌道強化	4,101m	650,087
	橋りょう改良	5箇所	96,427
	駅改良	8駅	328,182
	トンネル改良	1箇所	6,553
	防災施設・その他	12箇所	239,847

※事業量の欄に計上できないものは事業費に計上している。

(2) 鉄道駅利用者の安全性の向上を図るとともに、発災時における鉄道駅の緊急応急活動拠点機能を確保するため、県内の主要な鉄道駅の耐震補強を推進する。

また、障害者や高齢者等をはじめとする全ての人々にとって移動の円滑化に配慮された安全で快適な鉄道駅の整備を推進する。(リニア推進・地域交通対策課)

節	1 鉄道交通環境の整備
項目	2 運転保安設備等の整備
実施機関	近畿運輸局、鉄道事業者

1 方針・重点

運転保安設備等の整備

2 計画概要

曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたもの※の整備については、平成28年6月までに完了したが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図る。

※1時間あたりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が100 km/hを超える車両又はその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務付けられたもの。

整備事業項目		事業量	事業費(千円)
運転保安設備	自動閉そく信号	23箇所	9,834
	C T C	12箇所	16,000
	連動装置	0箇所	0
	A T S	41箇所	6,178
	列車無線装置	8箇所	74,591
	信号機改良等	0箇所	0

※事業量の欄に計上できないものは事業費に計上している。

節	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
項目	
実施機関	近畿運輸局、鉄道事業者
1 方針・重点	鉄道交通の安全に関する知識の普及
2 計画概要	<p>運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーン等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。</p> <p>また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る（計画の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春の全国交通安全運動（令和2年4月6日～4月15日） ・秋の全国交通安全運動（令和2年9月21日～9月30日） ・踏切事故防止キャンペーン（令和2年11月1日～11月10日）

節	3 鉄道の安全な運行の確保
項目	1 保安監査の実施
実施機関	近畿運輸局
<p>1 方針・重点 保安監査の実施</p> <p>2 計画概要 鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブル等の発生を契機に臨時に保安監査を実施するなど、メリハリの効いた効果的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保する。保安監査においては、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。 このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。</p>	

節	3 鉄道の安全な運行の確保
項目	2 運転士の資質の保持
実施機関	近畿運輸局、鉄道事業者
<p>1 方針・重点 運転士の資質の保持</p> <p>2 計画概要 運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適正な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。また、運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議の開催等の機会を捉えて適切に指導する。さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめを行い、鉄軌道事業者へ周知する。 (計画の内容) 全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検、安全運転推進運動における査察及び年度監査計画における保安監査等</p>	

節	3 鉄道の安全な運行の確保
項目	3 安全上のトラブル情報の共有・活用
実施機関	近畿運輸局、鉄道事業者
<p>1 方針・重点 安全上のトラブル情報の共有・活用</p> <p>2 計画概要 主要な鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行う。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用する。 また、国への報告対象となっていない安全上のトラブル情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。</p>	

節	3 鉄道の安全な運行の確保
項目	4 気象情報等の充実
実施機関	奈良地方気象台、鉄道事業者
<p>1 方針・重点 気象情報等の充実</p> <p>2 計画概要 鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。 また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章第3節6 道路交通に関連する情報の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。 特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。 鉄道事業者は、気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、鉄道施設の被害軽減及び列車運行の安全確保に努める。</p>	

節	3 鉄道の安全な運行の確保
項目	5 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
実施機関	近畿運輸局、鉄道事業者
<p>1 方針・重点 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応</p> <p>2 計画概要 国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。 また、主要幹線における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。 さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には、乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者の行動判断に資する情報提供等を行うよう指導する。</p>	

節	3 鉄道の安全な運行の確保
項目	6 運輸安全マネジメント評価の実施
実施機関	近畿運輸局、鉄道事業者
<p>1 方針・重点 運輸安全マネジメント評価の実施</p> <p>2 計画概要 事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、運輸審議会答申（平成29年7月）を踏まえて、運輸事業者の安全統括管理者や安全管理部門同士が交流を深めるための安統管フォーラム（安全統括管理者会議）を平成29年10月に創設し、引き続き「横の連携」の場づくりを図っていく。また、運輸事業者における安全文化の構築・定着、継続的な見直し・改善に向けた取組を支援することを目的とした国土交通大臣表彰を平成29年5月に創設し、運輸安全マネジメントに関する取組に優れた事業者に対して毎年表彰を行っている。これらの取組などを行うことにより、運輸安全マネジメント制度の取組の強化・拡充を図る。</p>	

節	4 鉄道車両の安全性の確保
項目	
実施機関	近畿運輸局
<p>1 方針・重点 鉄道車両の安全性の確保</p> <p>2 計画概要 発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時・適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。</p>	

節	5 救助・救急活動の充実
項目	
実施機関	近畿運輸局、鉄道事業者、関係機関
<p>1 方針・重点 救助・救急活動の充実</p> <p>2 計画概要 鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、異常時を想定した訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。</p>	

節	6 被害者支援の推進
項目	
実施機関	近畿運輸局、鉄道事業者、関係機関
<p>1 方針・重点 被害者支援の推進</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 平時における取組</p> <p>ア 被害者等への支援体制の整備 公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。</p> <p>イ 事業者における支援計画作成の促進 公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。</p> <p>(2) 事故発生直後の対応 被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように図る。 また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するように図る。</p> <p>(3) 中長期的対応 公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。 また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者へ指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。</p>	

節	7 鉄道事故等の原因究明と再発防止
項目	
実施機関	近畿運輸局、鉄道事業者
<p>1 方針・重点 鉄道事故等の原因究明と再発防止</p> <p>2 計画概要 鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明を迅速かつ的確に行うため、調査を担当する職員に対する専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図るとともに、各種調査用機器の活用により分析能力の向上に努め、もって鉄道事故の防止に寄与する。</p> <p>また、過去の事故等調査で得られたノウハウや各種分析技術、事故分析結果等のストックの活用により総合的な調査研究を推進し、その成果を原因の究明に反映させる。</p> <p>さらに、関係者のニーズを踏まえ、特定の事故類型の傾向・問題点・防止策の分析結果や、個別の事故等調査の結果を分かりやすい形で紹介するなどの事故等の防止につながる啓発活動を行うとともに、過去の事故等調査結果を有効活用するためデータベースのコンテンツ等を充実させる。</p>	

節	8 研究開発及び調査研究の充実
項目	
実施機関	近畿運輸局、鉄道事業者
<p>1 方針・重点 研究開発及び調査研究の充実</p> <p>2 計画概要 鉄道の安全性向上に関する研究開発を推進する。 このため、交通安全環境研究所においては、より安全度の高い鉄道システムを実現するため、施設、車両、運転等に関する新技術の評価とその効果予測に関する研究及びヒューマンエラー事故の防止技術に関する研究を行う。 また、安全度の高い新しい交通システムの実用化を促進するため、安全性・信頼性評価に関する研究を推進する。</p>	

第3章 踏切道における交通の安全

節	1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進																
項目																	
実施機関	近畿運輸局、道路建設課、鉄道事業者																
<p>1 方針・重点 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進</p> <p>2 計画概要 遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。</p> <p>加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置等を促進する。</p> <p>なお、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように事故防止効果の高い構造への改良を促進する。</p> <p>また、立体交差化、構造の改良等に加え、当面の対策（カラー舗装等）や踏切・駅周辺対策等ソフト・ハード両面からできる対策を行う。</p> <p>(近畿運輸局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業整備項目</th> <th>事業量</th> <th>事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>踏切道の立体交差化</td> <td>2箇所</td> <td>421,057</td> </tr> <tr> <td>踏切道の構造改良の促進</td> <td>4箇所</td> <td>1,151,670</td> </tr> </tbody> </table> <p>(道路建設課)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業整備項目</th> <th>事業量</th> <th>事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>踏切道の立体交差化</td> <td>5箇所</td> <td>2,372,614</td> </tr> </tbody> </table>			事業整備項目	事業量	事業費(千円)	踏切道の立体交差化	2箇所	421,057	踏切道の構造改良の促進	4箇所	1,151,670	事業整備項目	事業量	事業費(千円)	踏切道の立体交差化	5箇所	2,372,614
事業整備項目	事業量	事業費(千円)															
踏切道の立体交差化	2箇所	421,057															
踏切道の構造改良の促進	4箇所	1,151,670															
事業整備項目	事業量	事業費(千円)															
踏切道の立体交差化	5箇所	2,372,614															

節	2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施									
項目										
実施機関	近畿運輸局、交通規制課、鉄道事業者									
<p>1 方針・重点 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。</p> <p>列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。</p> <p>自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。</p> <p>高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。</p> <p>なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を推進する。(近畿運輸局、鉄道事業者)</p> <table border="1" data-bbox="316 1238 1235 1429"> <thead> <tr> <th>事業整備項目</th> <th>事業量</th> <th>事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>踏切保安設備</td> <td>360箇所</td> <td>183,993</td> </tr> <tr> <td>踏切道の格上げ</td> <td>0箇所</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 踏切道における適正な交通規制の実施(交通規制課)</p> <p>交通量の変化や踏切道の整備(廃止)等環境の変化に応じて、鉄道事業者及び道路管理者等との連携を密にして適切な交通規制を実施する。</p>		事業整備項目	事業量	事業費(千円)	踏切保安設備	360箇所	183,993	踏切道の格上げ	0箇所	0
事業整備項目	事業量	事業費(千円)								
踏切保安設備	360箇所	183,993								
踏切道の格上げ	0箇所	0								

節	3 踏切道の統廃合の促進
項目	
実施機関	近畿運輸局、道路管理者、鉄道事業者
<p>1 方針・重点 踏切道の統廃合の促進</p> <p>2 計画概要 踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。</p> <p>ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。</p>	

節	4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置
項目	
実施機関	近畿運輸局、道路建設課、道路保全課、鉄道事業者
<p>1 方針・重点 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置</p> <p>2 計画概要 緊急に対策が必要な踏切道は、踏切道の諸元や対策状況等を記した「踏切安全通行カルテ」により、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。 また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置等を進める。 自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。 また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。 このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めるものとする。 (計画の内容) (1) 踏切事故防止キャンペーン (令和2年11月1日～11月10日) (2) 春の全国交通安全運動 (令和2年4月6日～4月15日) (3) 秋の全国交通安全運動 (令和2年9月21日～9月30日)</p>	

奈良県交通安全対策会議構成員

令和2年4月1日現在

会 長 奈良県知事				
	機 関 名	委 員	幹 事	
		職 名	職 名	
1号	近畿管区警察局	広域調整部長	広域調整第二課長	
	近畿経済産業局	総務企画部長	総務課長	
	奈良地方気象台	台長	防災管理官	
	奈良労働局	局長	労働基準部健康安全課長	
	近畿地方整備局	局長	奈良国道事務所長	
	近畿運輸局	総務部長		安全防災・危機管理課長
				奈良運輸支局長
奈良運輸支局首席運輸企画専門官				
近畿総合通信局	総務部長	総務課企画広報室長		
2号	奈良県教育委員会	教育長	人権・地域教育課長	
			保健体育課長	
			学校教育課長	
3号	奈良県警察本部	本部長	交通部参事官 (交通企画課長事務取扱)	
			交通規制課長	
			交通指導課長	
			運転免許課長	
4号	奈良県	副知事 危機管理監 県土マネジメント部長 警察本部交通部長	広報広聴課長	
			知事公室次長 (防災統括室長事務取扱)	
			消防救急課長	
			安全・安心まちづくり推進課長	
			ならの観光力向上課長	
			地域福祉課長	
			障害福祉課長	
			長寿・福祉人材確保対策課長	
			こども家庭課長	
			地域医療連携課長	
			青少年・社会活動推進課長	
			農村振興課長	
			森林整備課長	
道路政策官 (道路建設課長事務取扱)				
道路保全課長				
6号	市長会	代表	事務局長	
	町村会	代表	事務局長	
	奈良県広域消防組合 消防本部	消防長	総務部次長 (施設管理課長事務取扱)	
特別	西日本旅客鉄道(株)	近畿統括本部 大阪支社長	安全推進室長	

作 成 奈 良 県 交 通 安 全 対 策 会 議
発行・編集 奈良県総務部知事公室 安全・安心まちづくり推進課
奈良市登大路町 30 番地 TEL (0742) 27 - 8730
